

2016年3月31日 全6頁

バーゼル委、内部格付手法（信用リスク）の見直しへ

【BCBS 市中協議文書】株式保有、内部格付手法の利用廃止か

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2016年3月24日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「信用リスクアセット（RWA）のばらつきの削減－内部モデル手法の利用の制約」（市中協議文書）を公表している（コメント提出期限は2016年6月24日）。
- 市中協議文書は、バーゼル規制における内部格付手法に係る一連の見直しを提示するものである。
- 市中協議文書でもっともインパクトのある提案は、金融機関向け債権、大手法人向け債権、そして株式保有について、内部格付手法の利用を廃止し、標準的手法の利用を義務付けるものであろう。
- とりわけ、株式保有については、標準的手法の見直し（検討中）と相まって、リスク・ウェイトを一律250%とすることが求められることになる。
- また、資本フロアについても、その水準が最大で90%となる可能性が示唆されている点は見逃せない。
- 仮に90%の水準が設定された場合、内部格付手法を採用するメリットは大きく損なわれることになろう。
- BCBSは、市中協議文書へのコメントを踏まえ、2016年末までに最終規則を公表する見込みである。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 見直しの目的	3
■ 3. 金融機関向け債権	4
■ 4. 法人向け債権	4
■ 5. 株式保有	5
■ 6. カウンターパーティ信用リスク及び CVA	5
■ 7. 資本フロア	6
■ 8. おわりに	6

1. はじめに

2016年3月24日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「信用リスクアセット（RWA）のばらつきの削減－内部モデル手法の利用の制約」（以下、「市中協議文書」）を公表している（コメント提出期限は2016年6月24日）¹。

市中協議文書は、バーゼル規制における内部格付手法に係る一連の見直しを提示するものである。内部格付手法とは、「銀行に対し、信用リスクに係る規制上の所要自己資本額を算出するためのインプットとなる内部モデルの利用を、一定の制約のもとで認めるもの」²をいう。内部格付手法には、デフォルト率（PD）のみを銀行推計とすることを認める「基礎的内部格付手法」と、PDのみならずデフォルト時損失率（LGD）についても銀行推計とすることを認める「先進的内部格付手法」の2種類がある。

なお、BCBSは、市中協議文書に先立って、2014年12月に市中協議文書「資本フロア：標準的手法に基づく枠組みのデザイン」（以下、「資本フロア市中協議文書」）³を、2015年7月にCVA（Credit Valuation Adjustment）リスクの枠組みの見直しに関する市中協議文書（以下、「CVA市中協議文書」）⁴を、そして2015年12月に第二次市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直し」（以下、「SA 第二次市中協議文書」）⁵を公表している。今回の市中協議文書は、これら3つの文書と密接に連動したものとなっている。

本稿では、市中協議文書の概要を簡潔に紹介する。

¹ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p160324.htm>)

² 金融庁によるプレス・リリース仮訳 (<http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20160325-1/01.pdf>)

³ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p141222.htm>)

⁴ CVA 市中協議文書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル委、CVA リスクの取扱いの見直しへ」（鈴木利光）[2015年9月4日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150904_010096.html)

⁵ SA 第二次市中協議文書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「標準的手法（信用リスク）の見直し、再考へ」（鈴木利光）[2016年1月8日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160108_010511.html)

2. 見直しの目的

市中協議文書は、信用リスクに係る内部格付手法の見直しの目的として、次の2点を挙げている。

【見直しの目的】

- (i). 規制枠組みの複雑さの削減と比較可能性の向上
- (ii). 信用リスクに係る所要自己資本額の過度なばらつきへの対応

(出所) 金融庁によるプレス・リリース仮訳 (脚注2参照)

(i) については、BCBSは、2013年7月に、「規制枠組み：リスク感応度、簡素さ、比較可能性のバランス」と題するディスカッション・ペーパーを公表している⁶。

(ii) については、BCBSは、同じく2013年7月に、「銀行勘定のリスクアセットに係る規制上の整合性に関する報告書」を公表している⁷。この報告書では、自己資本比率計算の分母の77%を占める信用リスクアセット(RWA)の計測のばらつきが、最大で22%の所要自己資本比率の差異を生じさせているという研究結果が示されている。

市中協議文書における提案の概要は、以下のとおりである。

【提案の概要】

- ①. 金融機関向け債権、大手法人向け債権や株式保有等、特定のエクスポージャーについては、規制上の所要自己資本額の算出に用いるパラメータ推計値を十分な信頼性をもって推計することが困難であることから、内部格付手法の利用を廃止。
- ②. 内部格付手法の利用を認めるポートフォリオに対しては、最低限の保守性を確保するため、エクスポージャー単位でモデルによるパラメータ推計値に対するフロアを導入^(※)。
- ③. 内部格付手法の利用を認めるポートフォリオに対して、リスクアセットのばらつきの削減のため、パラメータ推計実務に関する仕様をより詳細に規定。

(※) 市中協議文書 Table 2 参照

(出所) 金融庁によるプレス・リリース仮訳 (脚注2参照) を基に 大和総研金融調査部制度調査課作成

本稿では、①の内容に限定して、市中協議文書の概要を簡潔に紹介する。

なお、市中協議文書は、ソブリン、中央銀行及び中央政府以外の公共部門(PSE)向けのエクスポージャーについては、見直しの対象から除外している⁸。

⁶ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p130708.htm>)

⁷ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p130705.htm>)

⁸ BCBSは、ソブリン等向けエクスポージャーについては、より広範かつ総体的な見直しの対象と位置付けている。この点については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル委、ソブリン・リスクの見直しへ」 (鈴木利光) [2015年1月29日]

3. 金融機関向け債権

市中協議文書は、金融機関（銀行、証券会社及び保険会社）向け債権については、内部格付手法の利用を廃止し、標準的手法の利用を義務付ける旨提案している。

提案の理由は、金融機関向け債権のような、貸倒れリスクの低いエクスポージャーについては、内部格付手法のパラメータである PD と LGD に係る信頼性の高いデータの入手が困難であり、標準的手法に比してより精度の高い信用リスク計測が可能とはいえない点にある。

なお、標準的手法における金融機関向け債権の取扱いについては、外部格付への“機械的な”依存を低減すべく、SA 第二次市中協議文書にてマイナーチェンジが提案されている⁹。

4. 法人向け債権

市中協議文書は、法人向け債権については、その属する連結グループの規模に応じて、次のような変更の提案をしている。

【法人向け債権：具体的な提案】

- **資産 500 億ユーロ超の連結グループに属する法人向け債権：** 内部格付手法の利用を廃止し、標準的手法の利用を義務付ける。
- **資産 500 億ユーロ以下、収益 2 億ユーロ超の連結グループに属する法人向け債権：** 基礎的内部格付手法の利用のみ可能とする。
- **資産 500 億ユーロ以下、収益 2 億ユーロ以下の連結グループに属する法人向け債権：** 基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法、双方の利用を可能とする（現状維持）。
- **特定貸付債権^(※1)：** スロッシング・クライテリア^(※2)の利用のみ可能とする。

(注) 資産と収益の算出にあたっては、①前 3 年間の平均、②債権のオリジネーション時の金額（その後 3 年ごとに銀行によって更新）、の 2 案を検討している。

(※1) プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの総称をいう。

(※2) PD の推計が困難な場合に割り当てられるリスク・ウェイトをいう。

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

資産 500 億ユーロ超の連結グループに属する法人向け債権について、内部格付手法の利用を廃止し、標準的手法の利用を義務付ける旨の提案の理由は、このような大手法人向け債権のような、貸倒れリスクの低いエクスポージャーについては、内部格付手法のパラメータである PD と LGD に係る信頼性の高いデータの入手が困難であり、標準的手法に比してより精度の高い信用リスク計測が可能とはいえない点にある（金融機関向け債権のケースと同様）。

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150129_009384.html)

⁹ 脚注 5 参照

なお、標準的手法における法人向け債権の取扱いについては、外部格付への“機械的な”依存を低減すべく、SA 第二次市中協議文書にてマイナーチェンジが提案されている¹⁰。

5. 株式保有

市中協議文書は、株式保有については、内部格付手法の利用を廃止し、標準的手法の利用を義務付ける旨提案している。

提案の理由は、多くの株式については、発行体の信用性に関して開示情報以上のデータを入力することは困難であり、同一の株式について銀行ごとに信用リスクアセットの額が異なることを正当化することはできないという点にある。

なお、標準的手法における株式保有のリスク・ウェイトについては、SA 第二次市中協議文書にて、現行の一律 100%を、一律 250%に変更することが提案されている¹¹。

6. カウンターパーティ信用リスク及び CVA

(1) カウンターパーティ信用リスク

市中協議文書は、カウンターパーティ信用リスク（CCR）計測の内部モデルにあたる期待エクスポージャー方式（IMM-CCR）について、利用継続を認めつつ、「標準的手法」に基づく計測結果の一定割合をフロアとする旨提案している（フロアの水準は提示されていない）。

ここでいう「標準的手法」とは、デリバティブ取引の場合は 2017 年より導入される新たな標準的手法（SA-CCR）¹²を、レポ取引等の証券金融取引（SFT）¹³の場合は SA 第二次市中協議文書の 164 項に定められている数式をいう。

(2) CVA

CVA 市中協議文書では、CVA リスクの所要自己資本額を算出する方法として、基礎的アプローチ、標準的アプローチ（SA-SVA）、内部モデル・アプローチ（IMA-CVA）の 3 つのアプローチを

¹⁰ 脚注 5 参照

¹¹ 脚注 5 参照

¹² SA-CCR の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「カレント・エクスポージャー方式、撤廃へ」（鈴木利光）[2014 年 4 月 25 日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140425_008472.html)

¹³ バーゼルⅡテキスト 52 の脚注 15 では、SFT は以下のように定義されている。

「証券金融取引（SFT：Securities Financing Transaction）とは、レポ取引、リバース・レポ取引、証券貸借取引、マージン・レンディング取引のような取引で、取引の価値が時価に左右され、取引にはマージン・アグリーメント契約（margin agreement）を必要とすることも多い。」（全国銀行協会仮訳案）

提示している¹⁴。

今回の市中協議文書は、CVA 市中協議文書から内部モデル・アプローチ（IMA-CVA）を取り下げる旨提案している。

7. 資本フロア

資本フロア市中協議文書では、内部格付手法による所要自己資本額が健全な水準を下回らないことを確保すべく、資本フロアの参照水準を、現行のバーゼル I から、見直し後の標準的手法¹⁵に変更する旨提案している。もっとも、資本フロアの水準は提示していない。

今回の市中協議文書では、資本フロアのデザインと水準を引き続き検討している旨を明らかにしている。また、資本フロアの水準の案として、60%から 90%の範囲とする旨提示している。最終的なデザイン並びに水準は、包括的な定量的影響度調査（QIS）の結果を踏まえて検討することとしている。

8. おわりに

以上が、市中協議文書の概要である。

BCBS は、市中協議文書へのコメントを踏まえ、2016 年末までに最終規則を公表する見込みである。

市中協議文書でもっともインパクトのある提案は、金融機関向け債権、大手法人向け債権、そして株式保有について、内部格付手法の利用を廃止し、標準的手法の利用を義務付けるものであろう。とりわけ、株式保有については、標準的手法の見直し（検討中）と相まって、リスク・ウェイトを一律 250%とすることが求められることになる。また、資本フロアについても、その水準が最大で 90%となる可能性が示唆されている点は見逃せない。仮に 90%の水準が設定された場合、内部格付手法を採用するメリットは大きく損なわれることになる。

以上

¹⁴ 概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル委、CVA リスクの取扱いの見直しへ」（鈴木利光）[2015 年 9 月 4 日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150904_010096.html)

¹⁵ 脚注 5 参照